

ふくしょうぐたいよ かいごよぼうふくしょうぐたいよ かか
福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る
じゅうようじこうせつめいしょ
重 要 事 項 説 明 書

ナンクルナイサーさんぐわ

ふくしょうぐたいよ かいごよぼうふくしょうぐたいよ かかるじゅうようじこうせつめいしょ
福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る重要事項説明書

1 サービス提供に係る事業者について

事業者名称	有限会社ナクルナイサアーケアネット
代表者(役職・氏名)	代表取締役 乾 由香
本社所在地 (連絡先・電話番号等)	〒557-0043 おおさかしにしなりくみなみつもり ちょうめ ばんごう 大阪市西成区南津守3丁目3番22号
法人設立年月日	へいせい17ねん12がつ2にち 平成17年12月2日

2 利用者に対してサービスを提供する指定事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ナクルナイサアーさんぐわ
介護保険指定 事業所番号	おおさかししてい 大阪市指定
事業所所在地	〒557-0043 おおさかしにしなりくみなみつもり ちょうめ ばんごう 大阪市西成区南津守3丁目3番22号 マンションアサノⅡ502号
連絡先 相談担当者名	てんわ 電話 06-6625-8973 FAX 06-6625-8974 ナクルナイサアーさんぐわ・稲垣 貴久
通常の事業の 実施地域	おおさかふぜんいき 大阪府全域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	ゆうげんがいしゃ 有限会社ナクルナイサアーケアネットが設置するナクルナイサアーさんぐわ(以下「事業所」という)において実施する指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態(要支援状態)の利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与・販売を提供することを目的とする。
運営の方針	1. 事業所が実施する事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定福祉用具〔指定介護予防福祉用具〕の選定の援助・取り付け・調整等を行い、指定福祉用具〔指定介護予防福祉用具〕を貸与することにより、指定福祉用具貸与において

	は、利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。（指定介護予防福祉用具・貸与においては、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとする。） 2. 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。 3. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 4. 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5. 指定福祉用具〔指定介護予防福祉用具〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 6. 前5項のほか、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第26号）、（大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例）（平成25年3月4日大阪市条例第31号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (12/29～1/4、8/10～16は休業日)
営業時間	9:00～18:00(営業日)

(4) 事業所の職員体制

管理者	乾 由香
-----	------

(5) 従業者の職種、員数及び職務内容

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
福祉用具専門相談員	1 利用者の居宅サービス計画に基づき、福祉用具貸与計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明を行い、利用者の同意を得たうえで、福祉用具貸与計画を交付します。指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成します。 2 福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じます。 3 目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ます。 4 貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行います。 5 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に対し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用していただきながら使用法の指導を行います。 6 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用法の指導、修理等を行います。 7 当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行います。 8 居宅サービス計画に福祉用具貸与が新規に必要な理由が記載されるとともに、介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合はその理由が居宅サービス計画に記載されるように、福祉用具の適切な選定のための助言、情報提供を行うなど必要な措置を講じます。 9 選択制の対象福祉用具(固定用スロープ・歩行器(歩行車を除く)・単点杖(松葉杖を除く)・多点杖)については、福祉用具貸与または特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供します。	常勤 2名 非常勤 1名

職員 しよくいん	事務 じむ	かいごきゆうふひとう せいきゆう じ む およ ふうしんれんらく じ む など おこな 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。
-------------	----------	---

(6) 福祉用具の取扱い種目

☐ 車いす ※1	☐ 手すり
☐ 車いす付属品 ※1	☐ スロープ
☐ 特殊寝台 ※1	☐ 歩行器
☐ 特殊寝台付属品 ※1	☐ 歩行補助つえ
☐ 床ずれ防止用具 ※1	☐ 認知症老人徘徊感知機器 ※1
☐ 体位変換器 ※1	☐ 移動用リフト ※1

※1…要支援1～2及び要介護1の方については、原則として給付が認められません。

※2…要介護4以上の方が給付の対象です。

3 提供するサービスの内容及び費用等について

- (1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、適切な福祉用具選定の援助、取付け、調整等を行います。
- (2) 介護予防福祉用具貸与の種目、品名及び利用料及び利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

種目	品名	利用料 (月額)	負担率	利用者 負担額 (月額)
車いす				
車いす付属品				
特殊寝台				
特殊寝台付属品				
床ずれ防止用具				
体位変換器				
手すり				
スロープ				
歩行器				
歩行補助つえ				
認知症老人徘徊				

〈はいかい〉感知 機器				
移動用リフト(つ り具の部分を除 く。)				

(3) その他費用

以下の事由に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

交通費	(1) 実施地域 を 超えて から 片道200キロメートル未満 1,000円 (2) 実施地域 を 超えて から 片道200キロメートル以上 2,000円
搬出入費用	● 指定福祉用具〔指定介護予防福祉用具〕の搬入に特別な措置が 必要な場合に要する費用については、実費とする。 ● 利用者又はその家族が、正当な理由がなく福祉用具貸与の提供 をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャン セル料を徴収する。 ● 前項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の 利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を 交付する。

(4) 支払い方法

上記（1）及び（2）の利用者（利用者負担分の金額）は1ヶ月ごとにまとめて請求
いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	
銀行振り込み	
現金払い	サービスを利用した月の翌月20日（休業日の場合は直前の 営業日）までに、現金でお支払いください。

4 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

利用者負担を軽減し、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な
利用、安全を確保する観点から、一部の用具について貸与と販売の選択制を導入します。

【選択制の対象とする福祉用具の種目・種類】

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉つえを除く）
- 多点杖

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択することについて十分な説明を行い、選択に当たっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととします。

5 衛生管理等について

(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

(福祉用具の消毒・保管を行う他の事業者に行わせる場合)

- ・ 福祉用具の保管又は消毒に係る業務については、他の事業者へ委託する場合があります。また、当該委託先事業者の業務の実施状況について、定期的（概ね1年ごと）に確認し、その結果等を記録します。

○ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

○ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。

○ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

○ 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

○ 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

6 身分証携行義務

- (1) サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

7 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定福祉用具貸与の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

8 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

9 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する福祉用具貸与に係るサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(3) 事故が生じた際には、その原因を究明し再発防止の対策を講じます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	日新火災海上保険株式会社
保険名	総合賠償責任保険
保険の概要	事故対応、利用者、利用者宅

10 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

事業所相談窓口	電話番号 06-6625-8973 FAX 06-6625-8974 面接場所 当事業所内相談室
担当者	管理者 乾 由香

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

◇苦情を受け付けた場合、苦情内容を正確に「苦情・相談対応記録簿」に記入し、「苦情対応の指針」に準じ次の処理手順に基づき、迅速に対応する。

①苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。管理者は、専門相談員に事実関係の確認を行う。相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、以下の対応を決定する。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う（時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡する）。

②検討会等の開催

苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと、対応策の協議を行う。

③改善の実施

利用者に対し、対策を説明し同意等を得る。

改善を速やかに実施し、改善状況を確認する。

（損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに検討する）

④解決困難な場合・指導

保険者等に連絡し、助言を得て改善を行う。また、解決できない場合には、保険者等と協議し国保連への連絡も検討する。

⑤再発防止

同様の苦情、事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、従業員へ周知すると

ともに「苦情処理マニュアル」等を作成・改善し研修などの機会を通じて、再発防止に努め、サービス向上を目指す。

⑥事故発生時の対応等

事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じられるよう、あらかじめ関係機関との対応方法を定め、関係機関に周知して協力を依頼する。

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

くやくしよ まどぐち 【区役所の窓口】 あべのく ほけんふくし 阿倍野区 保健福祉センター ふくしたんとう かいご ほけんか 福祉担当 介護保険課	しよざいち おおさかし あべのく ふみ さと ちょうめ ばん ごう 所在地 : 大阪市阿倍野区文の里1丁目4番20号 でんわばんごう 電話番号 : 06-6622-9859 ばんごう FAX番号 : 06-6221-1434 うけつけじかん 受付時間 : 9:00～17:00
くやくしよ まどぐち 【区役所の窓口】 たいしやうく ほけんふくし 大正区 保健福祉センター ふくしたんとう かいご ほけんか 福祉担当 介護保険課	しよざいち おおさかし たいしやうく ちしま ちょうめ ばん ごう 所在地 : 大阪市大正区千島2丁目7番95号 でんわばんごう 電話番号 : 06-4394-9859 ばんごう FAX番号 : 06-6553-1986
たいしやうく ほけんふくし 大正区 保健福祉センター ふくしたんとう かいご ほけんか 福祉担当 介護保険課	しよざいち おおさかし たいしやうく ちしま ちょうめ ばん ごう 所在地 : 大阪市大正区千島2丁目7番95号 でんわばんごう 電話番号 : 06-4394-9859 ばんごう FAX番号 : 06-6553-1986 うけつけじかん 受付時間 : 9:00～17:00
くやくしよ まどぐち 【区役所の窓口】 にしなりく ほけんふくし 西成区 保健福祉センター ふくしたんとう かいご ほけんか 福祉担当 介護保険課	しよざいち おおさかし にしなりく きのと ちょうめ ばん ごう 所在地 : 大阪市西成区岸里1丁目5番20号 (くやくしよ かい (区役所5階)) でんわばんごう 電話番号 : 06-6659-9859 ばんごう FAX番号 : 06-6659-9468 うけつけじかん 受付時間 : 9:00～17:00

くやくしよ まどぐち 【区役所の窓口】 すみ の えく ほけんふくし 住之江区 保健福祉センター ふく し たんと う か い ご ほ けん か 福祉担当 介護保険課	しよざいち おおさかしすみのえくみさき ちょうめ ちょうめ ばん 所在地 : 大阪市住之江区御崎3丁目1丁目17番 でんわばんごう 電話番号 : 06-6682-9859 うけつけじかん 受付時間 : 9:00～17:00
くやくしよ まどぐち 【区役所の窓口】 すみよしく ほけんふくし 住吉区 保健福祉センター ふく し たんと う か い ご ほ けん か 福祉担当 介護保険課	しよざいち おおさかしすみよしくみなみすみよし ちょうめ ばん ごう 所在地 : 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号 でんわばんごう 電話番号 : 06-6694-9859 F A X ばんごう 番号 : 06-6694-9692 うけつけじかん 受付時間 : 9:00～17:00
し やくしよ まどぐち 【市役所の窓口】 おおさかしふくしきよくこうれいしやし きく ぶ 大阪市福祉局高齢者施策部 かいご ほけん か 介護保険課 し て い し ど う (指定・指導グループ)	しよざいち おおさかしちゅうおうくせん ばんちゅうおう ちょうめ ばん 所在地: 大阪市中区船場中 央 3 丁目 1 番 7-331 せん ば ごうかん か い (船場センタービル 7 号館 3 階) TEL : 06-6241-6321 FAX : 06-6241-6608 うけつけじかん 受付時間 : 9:00～17:00
かいご おおさか介護サービス そうだん 相談センター	しよざいち おおさかしてんのうじくこうづちよう 所在地: 大阪市天王寺区東高津町12-10 (おおさかししやかいふくし 大阪市立社会福祉センター) TEL : 06-6766-3800 FAX : 06-6766-3822 うけつけじかん 受付時間 : 9:00～17:00
こうてきだんたい まどぐち 【公的団体の窓口】 おおさかふくこくみんけんこうほけんだんたい 大阪府国民健康保険団体 れんごうかい 連合会	しよ ざ い ち おおさかしちゅうおうくときわちよう ちょうめ ばん ごう 所 在 地: 大阪市中区常盤町1 丁 目 3 番 8 号 (ちゅうおうおおどおり ない 中央大通FN ビル内) TEL : 06-6949-5309 FAX : 06-6949-5417 うけつけじかん 受付時間 9:00～17:00

1 1 秘密の保持、個人情報の取扱いについて

① 利用者及びその 家族に関する 秘密の保持につ いて	① 事業者は、利用者の個人情報の取扱いについて「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護 について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を利用しません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を利用しません。

	② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報（含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。） ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	---

12 虐待の防止のための取組について

【虐待防止に関する事項】

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

虐待防止に関する責任者	管理者	乾 由香
-------------	-----	------

- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 虐待防止のための従業者に対する定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

※令和6年3月31日までは経過措置であるが、令和6年4月1日からは義務とする。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やか

に、これを市町村に通報するものとする。

1 3 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を 行 いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることによりして、必要最小限の範囲内で行 うことがあります。その場合は、身体拘束を行 った日時、理由及び対応等についての記録を行 います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に 行 います。

(1) 緊急性

直ちに身体拘束を行 わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性

身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性

利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 4 サービスの提供内容に係る記録・保管

(1) サービスを提供した際はサービスの内容等を記録します。また利用者からの申出があった場合は当該情報を利用者に対して提供します。

(2) サービス提供に係る記録を契約終了後2年間保管し、利用者の求めに応じて閲覧させ、又は複写物を交付します。ただし、複写に際しては、利用者に対し、実費相当額を請求できるものとします。

1 5 指定福祉用具貸与サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 福祉用具専門相談員

氏 名 久島 和也 (連絡先：06-6625-8973)

(2) 貸与の開始日 年 月 日

- (3) 貸与予定の指定福祉用具の種目、品名等及び利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

種目	品名	数量	介護保険 適用の有無	利用料	利用者負担額
1月当りの利用料（見積もり）、利用者負担額合計額				円	円

- (4) その他の費用

① 交通費の有無	（有・無）	円
② 特別搬出入費の有無	（有・無）	円

- (5) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

16 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	
実施した直近の年月日	年 月 日
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

17 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第26号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	おおさかしにしたりくみなみつもり ちょうめ ばん ごう 大阪市西成区南津守3丁目3番22号
	法人名	ゆうげんがいしゃ 有限会社ナンクルナイサーケーアネット
	代表者名	だいひょうとりしまりやく いぬい ゆ か 代表取締役 乾 由香 (印)
	事業所名	ナンクルナイサーさんぐわ
	説明者氏名	久島 和也

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	

だいにん 代理人	住 所	
	氏 名	

